

山口県立山口図書館第2電子図書館サービス仕様書

山口県立山口図書館（以下「当館」という。）が導入する電子図書館サービス（電子書籍のアクセス（閲覧等）権を購入し、県民へ提供するサービス）を提供する業者を選定するための企画提案に必要な仕様を次のとおり定める。

1 名称

山口県立山口図書館第2電子図書館サービス

2 目的

当館は、県民が当館に来館することなく自宅等に居ながら読書や学習、調査・研究に必要な資料を利用できるよう、二つ目となる電子図書館サービスを導入し、利用者サービスの更なる利便性向上を図る。

3 提供開始時期

令和9年2月2日(火)【予定】

4 提案の内容

次の項目について、企画提案すること

(1) 電子書籍コンテンツの要件

- ア コンテンツは、公共図書館の利用が許諾された商用コンテンツであること
- イ コンテンツの同時アクセス数は、原則1とすること
- ウ 個々のコンテンツ画面から書誌情報を確認できること
- エ 個々のコンテンツ画面から目次を確認することができ、目次から目的とする章や文章へジャンプできること

(2) 電子書籍コンテンツの内容

以下の条件に基づき、当館に提供しようとする電子書籍コンテンツをリストにして提案すること。ただし、実際に導入するコンテンツについては、受注候補者決定後、当館と調整の上、決定するものとする。

「山口県立山口図書館電子図書館サービスにおける電子書籍収集方針」（添付資料1）に基づき、以下のア～エが全て含まれるよう選定し、提案すること。なお、ア～エのそれぞれの割合については、コンテンツの定価の合計額に対する割合とする。

ア 一般資料 5割程度

県民の教養等の諸目的に役立つもの

イ 郷土資料 ウ、エとあわせて5割程度

山口県に関するもの、山口県と関わりのある事柄や人物等について書かれたもの、山口県出身者及び在住者の著作等

ウ 児童書、ティーンズ向け資料 イ、エとあわせて5割程度

子どもの興味に対応できるもの。調べ学習に役立つもの。英語多読資料等も

含む。

エ オーディオブック イ、ウとあわせて5割程度

耳からの読書を楽しめるもの

(3) 提供システム及びそのサポートに関する要件及び機能

ア 受注者のデータセンターのサーバ上にシステムを構築し、電子書籍や書誌データを保管するクラウド型サービスとし、当館がサーバ等のシステムを持つ必要がないこと。

イ 当館ホームページから電子図書館サービスにアクセスするための、当館用の電子図書館トップページ及びリンク用バナーを作成すること。トップページは、見やすく、操作しやすいものとする。

ウ 図書館利用者が、インターネット環境下でパソコン等電子端末を操作し、電子書籍のサイトにアクセスすることによって当該サービスを利用できること。

エ 受注者が構築した電子書籍のプラットフォームでは、タイトルや著者等だけでなく、コンテンツの全文検索ができること。

オ 電子書籍を利用するビューワーを、図書館利用者が特にダウンロード又はインストールをする必要がないこと。

カ コンテンツの一覧画面又は詳細画面から、容易にコンテンツの貸出ができること。コンテンツが貸出中の場合は、予約できること。

キ コンテンツの利用に際しては、文字の拡大機能や音声読上げ機能など、読書バリアフリー法の趣旨に沿った機能があること。

ク 利用端末は、パソコン、スマートフォン、タブレット等を想定し、それに対応していること。

ケ 上記キで想定した端末のOSのアップデートに対応し、利用に支障をきたさないようにすること。

コ 図書館利用者の利用カード番号及び利用者が設定したパスワードでログインする「利用者ポータル」から利用できるリファラ認証及び図書館内の端末で利用できるIPアドレス認証に対応していること。

サ 各種集計・統計機能があること。

シ 詳細な日本語マニュアルをオンライン上に備えていること。

ス 何らかの不具合が生じた際には、迅速に対応できる体制を確保すること。

セ 受注者の用意する電子図書館トップページ及びコンテンツの提供形式の変更については、事前に当館と協議すること。

ソ 提供システムの機能やサポート体制が新たに追加された場合は、必要に応じて提供すること。

(4) 図書館システムとの連携に関する要件

当館の図書館システム（業務用及び利用者用OPAC）で紙の書籍と同時に検索ができ、また、図書館システム（利用者用OPAC）において利用者ポータルにログインしている状態で、蔵書検索の結果から当該コンテンツに遷移できるようにするために、MARC又はCSV形式で、書誌データ及び当該コンテンツのURLを明記したデータを提供すること。

(5) 広報・利用促進

電子図書館サービスの利用促進を図る手法について提案すること。

(6) Webアプリケーションセキュリティに関する要件

システムの脆弱性に係る対応等、セキュリティに関する要件については別紙「Webアプリケーションセキュリティに係る特記仕様書」を踏まえて提供すること。

(7) 特記事項

独自資料の登録機能を有している、地元書店との連携事例があるなど、電子図書館サービスを通じた地域資源の利活用・利用促進に関する提案のほか、特段強調したいPR事項があれば、提案書の最終項目として「特記事項」を設け、記載すること。

(8) その他

月額費用（利用料金等）は10万円以下とすること。

5 事業の実施

(1) 電子書籍の提供

上記5(2)で提案のコンテンツを基本に、令和9年2月2日(火)に提供開始できるようにすること

(2) 提供システムの機能・サポート体制の整備

令和9年2月2日(火)から電子図書館サービスを開始できるよう、同年1月29日(金)までに上記5(3)で提案した提供システムの機能・サポート体制を整備すること。

6 事業完了後の提出書類

(1) 完了届

(2) 請求書

7 機密保持

(1) 受注者は、本事業の実施上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。

(2) 受注者が本事業を行うにあたって個人情報を取扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報取扱特記事項」（添付資料2）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

8 その他

(1) 提案内容は提案者が実施可能なものであることを前提とするが、提案内容のすべてを採用して契約締結するとは限らないものとする。

(2) 本事業に関する内容については、本仕様書によるほか、企画提案書に基づき、受注候補者と当該事業に係る具体的な内容について協議を行い、その結果、県と

受注候補者の間で当該事業内容について合意に達した場合に限り、契約を締結する。

- (3) 本仕様書で明示していない事項、又は疑義が発生した場合は、両者協議により事業を進めるものとする。